

第 1 1 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 3 年 4 月 2 6 日、午前 9 時 3 0 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 1 1 回足利市農業委員会総会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
1 0	星野雅彦	1 1	森山正和	1 2	河内義昭
1 3	長谷川良光	1 4	赤坂安一	1 5	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 河内 厚、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 1 5 名全員であります。</p> <p>推進委員の出席は 1 6 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 2 9 条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 4 号について</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 3 号 農地所有適格法人の承認について</p>
----	--

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第11回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時30分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
4番 藤生委員、11番 森山委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

副主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が6筆、面積が1,710.21㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が24件、筆数が29筆、面積が11,892.3㎡となっております。

合計いたしまして件数が27件、筆数が35筆、面積が13,602.51㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから8ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の9ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は大沼田町地内の田、836㎡ほか1筆、計1,461㎡です。譲受理由は、自作地に隣接しており耕作に便利なため、譲渡理由は、耕作に不便なため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

議案書の39ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。なお、4月12日に事務局による事前調査を行っており、その際の現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

2番、申請地は寺岡町地内の田、1,179㎡です。

譲受理由は、現在も耕作しているため取得し、経営の安定を図りたいで、譲渡理由は、高齢であるため息子に所有権を移したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与です。

議案書の40ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。現地の様子はご覧の通りです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 森山委員。

11番

11番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の39ページをご覧ください。

調査年月日は令和3年4月16日、金曜日、午前8時30分から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、河内委員、藤生委員、赤坂委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地2筆の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に管理されておりました。譲受人の自作地については、合計8筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自作地と隣接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の40ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に管理されておりました。譲受人の自作地については、合計4筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の自作地と隣接しており、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

嶋田推進委員

特にございませぬ。

本嶋推進委員

ありません。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の10ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4月の申請件数は16件、うち太陽光7件、一般住宅8件、駐車場用地1件となりました。それでは、説明に入ります。

1番、申請地は松田町地内の畑、988㎡ほか7筆、計6,985㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,540枚を3,696㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。許可基準等につきましては備考欄をご参照ください。

議案書の41ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、実情調査報告書が42ページから48ページに載せてありますので、ご覧ください。

事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

2番、申請地は利保町地内の田、352㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積101.85㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、使用貸借の設定、農地区分は第2種農地です。

議案書の49ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページをお開きください。

3番、申請地は大月町地内の田、335㎡ほか1筆、計670㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積132.49㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の50ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

4番、申請地は大月町地内の畑、315㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積98.95㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の51ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

5番、申請地は名草下町地内の畑、449㎡ほか3筆、計1,142㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の52ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

続く6番から10番までは、松田町の第2種農地において、同一の譲受人が、所有権移転の売買で、太陽光発電設備用地を目的とした申請となっております。

6番、申請地は松田町地内の田、2,089㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の53ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書11ページにお戻りください。

7番、申請地は松田町地内の田、1,295㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル400枚を668㎡に設置するものです。

議案書の54ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページをお開きください。

8番、申請地は松田町地内の田、909㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル208枚を347.36㎡に設置するものです。

議案書の55ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

9番、申請地は松田町地内の田、863㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル224枚を374.08㎡に設置するものです。

議案書の56ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

10番、申請地は松田町地内の田、680㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル196枚を327.32㎡に設置するものです。

議案書の57ページをご覧ください。10番の調査書となっております。調

査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

11番、申請地は葉鹿町地内の畑、149㎡です。

申請地を転用し、隣接する宅地と一体的に一般住宅用地として利用するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の58ページをご覧ください。11番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書12ページにお戻りください。

続く12番から16番については、堀込町の第2種農地において、一般住宅4棟、駐車場用地1か所を設置する申請となっております。

12番、申請地は堀込町地内の田、341㎡ほか1筆、計499㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積97.71㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買です。

議案書の59ページをご覧ください。12番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書13ページをお開きください。

13番、申請地は堀込町地内の田、530㎡ほか1筆、計687㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積110.13㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買です。

議案書の60ページをご覧ください。13番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書13ページにお戻りください。

14番、申請地は堀込町地内の田、421㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積141.60㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買です。

議案書の61ページをご覧ください。14番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書13ページにお戻りください。

15番、申請地は堀込町地内の田、367㎡ほか1筆、計464㎡に、14台分を駐車できる駐車場を設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買です。

では、議案書の62ページをご覧ください。15番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。また、現地の様子

はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書13ページにお戻りください。

16番、申請地は堀込町地内の田、362㎡ほか2筆、計566㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積125.86㎡を建築するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買です。

議案書の63ページをご覧ください。16番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。また、現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請16件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

4番 藤生委員。

4番

4番 藤生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の41ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、3条申請と同じです。また、調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、東京都台東区に本社を置き、風力、水力、太陽光などの再生可能エネルギー事業を営む申請人が、事業の拡大のために、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電出力を確保するために、3,000㎡以上の土地を足利市内で探していたところ、本社から高速道路でのアクセスが良く、日照を十分に確保できるなどの条件を満たす適地が、申請地だったということです。

発電出力は450キロワットで、売電単価は税抜き14円、年間約1,280万円の売電収入となり、10年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用は、全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、申請地内の土砂を用いて切土・盛土して整地します。南東側に浸透槽を設け、申請地内で雨水を飲み込めるようにします。

安全対策として、フェンスを境界から10cm後退して設置し、県道に面している部分のフェンスの内側には、景観を配慮して植栽を施します。

申請地は、東側は県道および宅地、北側は畑、西側は田および山林、南側は宅地となっております。申請地の南西で隣接する農地の進入については、所有者に直接説明し、開発後も進入に問題がないことを確認しており、周辺農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は、松田町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調

査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

湯澤推進委員 ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

7番 本島委員。

7番 7番 本島です。事業計画では、境界から10cm後退してフェンスを張ることとしています。この幅では人が入れません。10cmの部分に生えた草の処理は誰がどのように行うのでしょうか。隣接農地の所有者が草刈りを行うことがないように対応していただきたい。

副主幹 譲受人にその旨を伝え、対処方法を検討してもらいます。

7番 境界まで防草シートを張るといった対応が良いかと思えます。

議長 では、草刈りの対応を許可の条件としたいと思えます。ほかに、ございますか。

3番 石槁委員。

3番 3番 石槁です。太陽光パネルは、建築物に該当するのでしょうか。

副主幹 建築確認の不要な工作物になります。

議長 ほかに、ございますか。

湯澤推進委員。

湯澤推進委員 湯澤です。私は地元推進委員として調査会に立ち回りましたが、資料に横断図が添付されていないので、造成を伴う場合は、横断図を付けてください。そうすれば、境界やフェンスの位置など、一目瞭然ですから。

副主幹 わかりました。そのように対応します。

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から16番を上程いたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から16番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題について関連事案がありますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時18分 議長交代】

議長 続いて議案第3号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書 14 ページをお開きください。

議案第 3 号 農地所有適格法人の承認について、ご説明いたします。農地所有適格法人とは、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。先月の総会でも報告させていただきましたが、農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項の規定により、毎年、事業年度の終了後 3 カ月以内に、事業の状況などを農業委員会に報告することとされています。

それでは 15 ページの総括表をご覧ください。4 月は 3 件の報告を受けております。4 月 16 日に開催された運営委員会に上程し、記載のとおり全て必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に 1 番及び 2 番を上程します。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、13 番 長谷川委員、14 番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前 10 時 22 分 退席】

議長

事務局から説明のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第 3 号 1 番及び 2 番はそのように承認いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、長谷川委員、赤坂委員の出席を求めます。

また、長谷川会長と議長を交代いたします。

【午前 10 時 23 分 出席・議長交代】

議長

続いて 3 番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、3 番はそのように承認いたしました。

続いて議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹

議案書の 16 ページをお開きください。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和 3 年 4 月 30 日公告分であります。

それでは、議案書の 17 ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。はじめに貸借権設定ですが、17 件で面積 44,217 m²です。詳細が 18 ページから 22 ページに記載されておりますのでご覧ください。

それでは18ページをお開きください。

申請番号1番について、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書64ページをお開きください。4月16日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。

申請人は就労支援のための農産物の生産、販売事業などを通じた魅力ある地域づくりをめざした特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人で、今回は、就労支援事業の一環として申請地を借り受け、空きハウスにおいてスナックエンドウの栽培を行うというものです。申請地は県町地内の田2,849㎡のうちハウス分の2,122㎡で、契約期間は5年間です。議案書64ページ右側から営農計画書、65ページに法人登記簿、66ページ右側から71ページに定款、72ページに令和3年度の事業計画書、73ページに活動予算書、74ページに利用権設定の申出書と解除条件付き賃貸借契約書の写しを掲載しております。

農地法では、医療、教育、社会福祉事業を行うことを目的に設立した法人に対しては、特例で農地の所有が認められておりますが、申請人は社会福祉法人ではないため、農地を持つことのできない一般法人となります。一般法人の場合は、借りた農地が適正に利用されていない場合に貸借を解除できる条件付きの契約があるものに限り、農地の貸借が認められているため、利用権の申出書と合わせて、解除条件付きの賃貸借契約書がついています。

続きまして、所有権移転です。23ページをご覧ください。今回は4件で、面積は5,470㎡です。内容を説明いたします。

1番、申請地は小曾根町地内の田、面積1,715㎡で、売買価格は51万4,500円になります。

続きまして2番、申請地は県町地内の田、面積2,006㎡で、売買価格は100万円です。

続きまして3番、申請地は県町地内の田、面積1,197㎡で、売買価格は59万8,500円になります。

続きまして4番、申請地は小曾根町地内の田、面積552㎡で、売買価格は16万5,600円になります。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、4月30日付けで公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤委員。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、

申請人 出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和3年4月16日、金曜日、午後1時40分から、運営委員5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

実情調査によりますと、申請人は、地元の高齢者、若者および障害者の働く機会として、主に農産物の生産、販売事業を行うことを目的としたNPO法人で、新たに利用権を設定する田においてスナップエンドウを栽培したいので承認されたいとのことでした。具体的には、葉鹿町の社会福祉法人と連携し、知的障害者約10人が栽培と袋詰めに携わる予定です。障害者の訓練も兼ねたアルバイト形式の雇用契約を法人同士で結ぶ予定で、ほ場を広げ、ジャガイモやサツマイモも栽培し、一年を通して作業を確保できるよう工夫することでした。

栽培指導は、役員である地元の農業者が行うため、適正な営農が見込まれます。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農および利用権の設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、12番 河内委員の退席を求めます。

【午前10時31分 退席】

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の2番はそのように決定しました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、河内委員の出席を求めます。

【午前10時32分 出席】

議長 続いて貸借権設定の3番から17番を上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、3番から17番はそのように決定いたしました。
続いて所有権移転の1番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、7番 本島委員
の退席を求めます。
【午前10時33分 退席】

議長 本件について意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、所有権移転 1番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、本島委員の出席を求めます。
【午前10時34分 出席】

議長 続いて所有権移転の2番から4番を上程いたします。
本件について意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、所有権移転2番から4番はそのように決定いたしました。
続いて、中間管理事業分を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

副主幹 同じく農用地利用集積計画の農地中間管理事業分の決定について、ご説明
いたします。今回は令和3年4月30日公告分であります。
昨年度の法改正により、新規で中間管理機構に貸し付ける場合は、貸し手と
中間管理機構との貸し借りを定める集積計画と、中間管理機構と借り手との
貸し借りを定める配分計画を一括して上程できるようになりましたので、こ
のような計画になっております。
今回は、24件、37筆、合計面積が50,456㎡となっております。詳
細は25ページから33ページに記載されておりますのでご覧ください。
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に1番及び17番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、7番 本島委員、
10番 星野委員の退席を求めます。
【午前10時35分 退席】

議長 本件について意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、中間管理事業分 1番及び17番はそのように決定いた
しました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、本島委員、星野委員の出席を求めます。

【午前10時36分 出席】

議長

続いて2番から16番及び18番から24番を上程いたします。
本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、中間管理事業分 2番から16番及び18番から24番はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第11回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時37分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月25日

足利市農業委員会

4番委員

11番委員